

○砺波市ホームページ広告掲載取扱要領

〔平成 24 年 1 月 23 日〕
告 示 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、砺波市広告掲載要綱（平成24年砺波市告示第3号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき市のホームページに掲載するバナー広告の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第 2 条 広告の規格は次のとおりとし、広告主の指定するホームページにリンクするものとする。

大きさ	縦 5 0 ピクセル、横 1 7 0 ピクセル
画像形式	G I F (透過 G I F 不可)、J P E G、P N G
データ容量	2 0 K B 以下

(広告の掲載位置及び枠数)

第 3 条 広告を掲載するページは市のホームページの総合トップページとし、枠数は最大 8 枠とする。

(広告の掲載期間)

第 4 条 広告の掲載期間は 1 箇月単位とし、1 2 箇月を限度に連続して掲載することができるものとする。

(広告の掲載料)

第 5 条 広告の掲載料は、1 枠当たり月額 8, 0 0 0 円とする。

(継続掲載する場合の掲載料の割引)

第 6 条 広告の掲載を希望する者が、連続した複数月の掲載を申し込み、掲載料を一括して納付する場合は、掲載期間に応じて下表に掲げる割引額を掲載料総額から差し引くものとする。

掲載期間	割引額
3 箇月から 6 箇月まで	掲載料総額に 1 0 / 1 0 0 を乗じて得た額
7 箇月から 1 2 箇月まで	掲載料総額に 2 0 / 1 0 0 を乗じて得た額

(掲載の申込み)

第 7 条 広告の掲載を希望する者は、砺波市ホームページ広告掲載申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 広告の掲載を希望する者は、市が自己の市税等の納付状況を調査することに同意するものとする。

(掲載の可否の決定)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、内容を審査して掲載の可否を決定し、砺波市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）又は砺波市ホームページ広告掲載不可決定通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（広告原稿の提出）

第9条 砺波市ホームページ広告掲載決定通知書の交付を受けた者は、市長が指示する期日までに広告の原稿データを提出しなければならない。

（リンク先のホームページが要綱に抵触する場合）

第10条 広告のリンク先のホームページが要綱第4条に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、当該広告を掲載しない。

附 則

この告示は、平成24年2月1日から施行する。